

倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年4月10日(水) 午前9時55分から午前11時23分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 20人
会長 8番 吉田 幸夫 委員
会長代理 2番 野口 國治 委員
会長代理 3番 田邊 洋樹 委員

委員

1番 武本 章吾 委員 4番 矢野 秀典 委員 6番 平松 頼雄 委員
7番 安田 茂 委員 9番 岸本 寛吾 委員 10番 三宅 健 委員
11番 古城 茂樹 委員 14番 藤原 安信 委員 15番 中川 逸実 委員
16番 藤田 壽則 委員 17番 山地 康弘 委員 18番 井上 保邦 委員
19番 香西 英雄 委員 20番 田中 博之 委員 21番 白神 正則 委員
23番 大村 孝志 委員 24番 小山 智子 委員

- 4 欠席委員 4人
5番 三宅 健二 委員 12番 中西 公仁 委員 13番 難波 朋裕 委員
22番 栗坂 豪 委員
- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員
17番 山地 康弘 委員 18番 井上 保邦 委員 22番 栗坂 豪 委員

- 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

報告第6号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 吉井 正二 事務局副参事 塩津 賢一 事務局課長主幹 中村 英樹

事務局主幹 小山 八穂子 事務局主任 藤田 寛子 事務局主任 大橋 浩直

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 塩津副参事</p>	<p>(開会 午前9時55分)</p> <p>皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から4月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
<p>吉田会長 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和6年4月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は20名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員 議長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>それでは、議席番号9番岸本寛吾委員と議席番号10番三宅健委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の藤田主任と大橋主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から5頁にかけて28件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が27件、使用貸借権設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から28番について調査票をもとに説明】 26番についてですが、倉敷真備地区協議会における協議の経過で、申請地の状況に疑義が生じ、審議の結果、来月まで保留意見となりました。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票の</p>

	<p>とおり、26番については保留、その他の案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため異議なく許可、とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の28件ですが、26番については保留、その他の案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第1号の26番については保留、その他の27件について、許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、6頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明をさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に1件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました1番について、これは2月の総会で不許可になった案件ですが、3月18日に再申請されました。申請内容自体は前回と変わっていません。</p> <p>2月の審査では、令和2年に農地転用許可した農業用倉庫が適正に使われていないということで、不許可ということでした。</p> <p>今回再度調査したところ、倉庫内の農業に関係ない資材等は撤去され、農業用の機械が格納されておりました。ただ、一部機材等が置かれておりましたが、これらは農業用機械のメンテナンスに使用するとのことでした。</p> <p>これについて、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、農業用倉庫の使用について疑義があり、また、許可後に資材等を元に戻すのではないかという意見もあることから、不許可のご意見でしたが、事務局としては、現時点で是正がされているのであれば、農地法第4条第6項各号に該当するものは無く、農地法上は許可もやむを得ないと考えます。</p> <p>ただし、前述のとおり、今後の農業用倉庫の使い方について懸念があることから、農地法第4条第7項の許可条件の付与に基づき、今回の許可については、「申請地東側の農業用倉庫については、農業の用に供するよう適正に使用すること」を許可条件に付したいと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>農地法第4条の規定による許可申請の1件については、東地区協議会では、不許可の意見でした。</p> <p>事務局の説明では、農地法第4条6項各号の許可できない条項に該当しないため、今回は、「農業用倉庫を農業の用に供するよう適正に使用すること」を許可条件に付して許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>実際には、農業用倉庫として使用していないのではないかと。違法状態が解消されれば許可を下ろさないといけないのであれば、許可書を渡す時に、適正に使用していない時や条件を守っていただけない時には処分の対象となることや、その場合の対応について、きちんと説明して許可して欲しい。その点を文書にして見せて欲しい。</p>
事務局	<p>少し時間をいただき、後ほど、提示させていただきたい。</p>
議 長	<p>議案第2号「農地法 第4条 の規定による許可申請について」の1番については、後ほど、再審議といたします。</p> <p>続きまして、7頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明をさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、7頁に6件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました6件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた6件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>この6件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の6件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許</p>

可申請について」の1番から6番について、許可と決定します。

続きまして、8頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、山地委員、井上委員に關係する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(山地委員、井上委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】

藤田でございます。それではご説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から27頁にかけて96件の計画が、農業委員会に提出されました。

権利の種類の内訳は、使用貸借が78件、賃貸借が18件でございます。

利用期間の更新は27件、新規は69件でございます。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが46件、農地所有適格法人によるものが1件、一般法人によるものが1件、その他は全て個人でございます。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はございませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、96件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた2名の委員に報告いたします。

議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。

事務局

審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

【報告第1号から第6号について報告・説明】

大橋です。それでは報告させていただきます。

28頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、28頁から33頁にかけて15件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に34頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、34頁から35頁にかけて9件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に36頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、36頁から40頁にかけて30件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に41頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、41頁から42頁にかけて8件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に43頁をお開きください。

報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、43頁に3件の届出の取り止めがありました。

次に44頁をお開きください。

報告第6号「農用地利用配分計画について」でございますが、44頁に2件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。

本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更により権利が移転されたものでございます。

報告案件については以上です。

	<p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありました。ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【質問なしの声】</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>続きまして、先ほどの、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、再度、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局の方で検討いたしました。あらためて許可条件等を整理し、岡山県にも確認したうえで、来月の倉敷東地区協議会で、再度、ご審議いただきたいと思います。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、今回は保留とし、来月、再審議することで、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1件については、保留とします。</p> <p>以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
塩津副参事	<p>【事務局から連絡事項を伝える】</p> <p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>(次回総会の日程案内など連絡)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は5月15日(水)です。</p> <p>ご出席のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前11時23分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和6年4月10日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員

